

# 倉吉市再犯防止推進計画

令和4年3月

(令和5年3月一部改定)

倉 吉 市



<目次>

第1章 総則

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 4 再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 5 再犯防止施策の参考指標・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第2章 再犯の現状

- 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率・・・・・・・・ P2
- 2 鳥取県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率・・・・・・・・ P2
- 3 倉吉警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率・・・・・・・・ P2

第3章 計画の基本方針

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

第4章 本市の取組事項

【基本方針1】民間協力者の活動促進と広報啓発活動等の推進

- 1 民間協力者の活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 広報啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

【基本方針2】就労・住居を確保するための取組の推進

- 1 就労の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 2 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

【基本方針3】保健医療・福祉サービス利用の促進

- 1 高齢者又は障がいのある者等への支援・・・・・・・・ P8
- 2 女性・児童等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- 3 薬物依存を有する者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

【基本方針4】学校等と連携した修学支援の推進

- 1 学校等と連携した修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

【基本方針5】関係機関・団体との連携強化の推進

- 1 関係機関・団体との情報の共有化・・・・・・・・ P12

第5章 推進体制

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 2 倉吉市内部の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 3 連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

【参考資料】

- 1 倉吉市再犯防止推進計画検討会設置運営要綱・・・・・・・・ P14
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

## 第1章 総則

### 1 計画策定の目的

全国の刑法犯で検挙された者（少年除く）の再犯率は、令和元年で50.5%であるのに対し、倉吉警察署管内の刑法犯で検挙された者（少年除く）の再犯率は、令和元年で55.8%にも達しています。

心ならずも犯罪・非行を犯し、出所後、社会生活への復帰を目指しても、それを受け入れる地域社会の体制が整っていなければ、その方々の心も折れ、再度、犯罪・非行に手を染めるしかなくなってしまいます。

本市では、安全・安心して生活できる共生社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく、円滑に地域社会に復帰し、再スタートできるよう、本市が取り組む施策を明らかにするため本計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて修正・見直しを行うものとします。

### 4 再犯防止施策の対象者

この計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条第1項で定める「犯罪をした者等※1」とします。

※1：「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

### 5 再犯防止施策の参考指標

倉吉警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者率を、令和元年を基準として5%削減します。

※倉吉市の刑法犯検挙者中の再犯率データは無いため、目安として参考指標を設定します。

## 第2章 再犯の現状

### 1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯総数 (少年除く)	再犯者数	再犯者率
		平成29年	187,702人
平成30年	182,124人	92,023人	50.5%
令和元年	172,197人	86,952人	50.5%

※法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成

### 2 鳥取県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯総数 (少年除く)	再犯者数	再犯者率
		平成29年	806人
平成30年	781人	444人	56.9%
令和元年	778人	404人	51.9%

※法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成

### 3 倉吉警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯総数 (少年除く)	再犯者数	再犯者率
		平成29年	98人
平成30年	97人	52人	53.6%
令和元年	86人	48人	55.8%

※法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本方針

国の再犯防止推進計画及び鳥取県再犯防止推進計画の基本方針等を踏まえ、以下の事項をこの計画の基本方針として取り組みます。

【基本方針1】 民間協力者の活動促進と広報啓発活動等の推進

【基本方針2】 就労・住居を確保するための取組の推進

【基本方針3】 保健医療・福祉サービス利用の促進

【基本方針4】 学校等と連携した修学支援の推進

【基本方針5】 関係機関・団体との連携強化の推進

## 第4章 本市の取組事項

### 【基本方針1】民間協力者の活動促進と広報啓発活動等の推進

犯罪をした者等が円滑に地域社会の一員として復帰し、新たな人生の再スタートを切るためには、保護司・更生保護女性会等の更生保護ボランティアの相談・支援体制がその土台となるため、それらの方々の確保が重要となる。また、地域社会全体として、犯罪をした者等を受け入れる機運を醸成するための広報啓発活動を積極的に推進することも必要である。

#### 1 民間協力者の活動の促進

##### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第6-1から抜粋）

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会更生保護ボランティア（中略）など、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、（中略）民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること（中略）など、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

##### ●本市の取組

##### ①保護司等の成り手の確保（総務課）

- ・市報、ホームページに保護司等の募集を掲載します。
- ・市職員等を対象に更生保護ボランティアへの参加を呼びかけます。
- ・市報、ホームページ等を通じて、保護司・更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動内容やその活動の重要性をPRします。
- ・教育委員会事務局と連携し、保護司・更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動を児童・生徒が学習する機会を設けるよう努めます。

##### ②保護司会等の活動支援（総務課）

- ・保護司等の社会福祉活動に功績のあった者に倉吉市表彰条例に基づく表彰を行います。
- ・保護司・更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動に協力するとともに、その活動を支援します。

## 2 広報啓発活動の推進

### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第6-2から抜粋）

再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

### ●本市の取組

#### ①“社会を明るくする運動”の推進（総務課）

・毎年7月の強調月間を中心に“社会を明るくする運動”の広報・啓発活動を、保護司会・更生保護女性会等関係団体と計画段階から連携しつつ強力的に推進します。

#### ②保護司会等の活動の広報・周知（総務課）

・市報、ホームページを活用し、保護司会や更生保護女性会の更生保護活動の広報・周知を行います。

#### ③人権に関する講演会や研修会の実施（人権政策課）

・市民の人権意識の向上を図るため、各地区コミュニティセンターにおいて関係団体と連携し、人権に関する講演会、研修会等を開催します。

#### ④部落解放研究倉吉市集会の開催（人権政策課）

・基本的人権について理解を深め、誰もが安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるため、人権問題をテーマにした市民集会を開催します。

#### ⑤同和（人権）教育町内学習会の実施（人権政策課）

・人権問題について地域での学習機会の提供を行うため、市内全域を対象に、同和（人権）教育町内学習会を実施します。

#### ⑥人権のために学ぶ同和教育講座の開催（人権政策課）

・市民が人権問題に対する正しい認識を身に付けられるよう、様々な人権問題をテーマにした講座を開催します。

#### ⑦人権啓発総合推進事業の実施（人権政策課）

・市報、ホームページなどを用いた情報提供を行います。また、県や人権擁護委員と連携して街頭啓発活動を行います。

⑧企業等における人権啓発の推進（人権政策課）

- ・企業の立場から人権問題に対する正しい認識と理解を深め、人権問題の解決を目指すため、倉吉市人権教育研究会企業活動委員会、倉吉市人権啓発企業連絡会及び中部地区高等学校同和教育研究会が連携して実施する三者合同研修会並びに倉吉市人権啓発企業連絡会新入社員研修を実施します。

⑩人権相談対応事業の実施（人権政策課）

- ・人権の擁護及び救済の取組に努めるための相談窓口を人権政策課及び各人権文化センターに設置し、困りごとの解決に向けた助言や支援を行います。

⑫法務局特別人権相談所開設等案内事業の実施（人権政策課）

- ・身近に起こる人権に関する問題を解決に導くため、法務局及び人権擁護委員連合会が開催する特設人権相談所の開設を、市報等で市民に周知します。

⑬人権侵害、差別落書き事象等の対応（人権政策課）

- ・人権侵害、差別落書きを未然に防止するよう啓発を行うとともに、差別事象が発生した場合に必要な措置を講じ、差別のない生活環境づくりを推進します。

⑭差別禁止法等の整備の要請（人権政策課）

- ・インターネット上の差別書き込み等が発生している現状を踏まえ、これを禁止する「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定を推進するため、関係省庁に対し要請活動を行います。

**【基本方針2】就労・住居を確保するための取組の推進**

人が地域の中で生活していくためには、糧を得るための仕事と安心して住むことができる住居が必要です。就労と住居を確保することが、犯罪をした者等が地域社会で再スタートをする鍵となるため、関係機関等と連携し就労・住居対策を推進していくことが必要である。

**1 就労の確保**

◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第2-1から抜粋）

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどの



ために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、(中略) 障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

※参考：令和元年の倉吉警察署管内の刑法犯総数 86 人のうち、犯行時 40 名 (46.5%) が無職でした。(法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成)

## ●本市の取組

### ①生活困窮者自立支援（福祉課）

- ・「あんしん相談支援センター」において、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、就労支援や家計改善など、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を行うとともに、自立に必要な情報提供、助言を行います。

### ②公共職業安定所との連携（福祉課）

- ・公共職業安定所と連携を図り、市内 2 か所において毎月就労に関する出張相談会を開催し、生活困窮者やひとり親世帯等の就労支援を行います。

### ③生活保護（福祉課）

- ・生活保護受給者で就労が可能な方に対して、福祉事務所の自立支援プログラムに参加を促し、就労に向けた支援を行います。  
また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

### ④就労情報の提供（福祉課・農林課）

- ・市が所有する就労に関する各種情報を提供します。

### ⑤協力雇用主の開拓（総務課）

- ・協力雇用主制度の普及のための鳥取保護観察所、保護司会等の活動に協力します。

### ⑥就労を希望する障がい者に対する相談体制（福祉課）

- ・就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就職及び就労の定着や生活面での支援を行います。

## 2 住居の確保

### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第 2-2 から抜粋）

刑務所満期出所者のうち約 5 割が適当な帰省先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰省先の確保されている者と比較して短く

なっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといつて過言ではない。

(中略) 地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

※参考：平成 28 年の鳥取刑務所の出所者 257 名のうち、帰省先がない者は 125 名 (48.6%) でした。

(鳥取県再犯防止推進計画から引用)

## ●本市の取組

### ①住宅確保支援対策（建築住宅課）

- ・福祉課、子ども家庭課等の関係課と情報共有しつつ、市営住宅の入居募集を行います。
- ・鳥取県居住支援協議会の「あんしん賃貸相談員」による民間賃貸住宅への入居の支援を行います。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅のうち住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について家賃低廉化の支援を行います。
- ・居住支援法人「特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事務所」による対応可能な支援を情報提供します。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用の支援を行います。
- ・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅のうち住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について家賃債務保証料に要する経費の支援を行います。

### ②養護老人ホームへの入所支援（長寿社会課）

- ・環境上及び経済的な理由等で、在宅での日常生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を支援します。

### ③住居確保給付金（福祉課）

- ・離職等により、家賃が払えず住まいを失った方、または失うおそれのある方に、求職活動を行うなどの条件を満たす場合、一定期間、家賃に対する支援を行います。

### ④生活保護（福祉課）

- ・生活保護を必要とする状態にあり、安定した住居がない方について、住宅扶助を支給し、住居確保を支援します。

### 【基本方針3】保健医療・福祉サービス利用の促進

犯罪をした者等のうち、高齢者や障がいのある者等の割合が増加しており、それらの者が出所後、地域社会で自立した生活を営むためには、適切な医療サービスや福祉サービスを受けることができる体制を確保する必要がある。

#### 1 高齢者又は障がいのある者等への支援

##### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第3-1から抜粋）

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっている。

（中略）福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、（中略）などの課題がある。

※参考：令和元年に倉吉警察署管内で刑法犯として検挙された者86名のうち、高齢者（65歳以上）は25名（29.1%）でした。（法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成）

##### ●本市の取組

#### ①地域包括ケアシステムの推進（長寿社会課）

・高齢者自らの積極的な社会参加や健康づくり・介護予防を促進するほか、介護保険サービスや地域資源の活用による多様な生活支援の充実を図ることで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が地域で一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムの推進に向けて、市民や民間の関係団体とともに取り組めます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域の介護予防や総合相談・支援、権利擁護、地域や関係機関との連携強化を推進します。

#### ②成年後見人制度等の利用に向けた支援（長寿社会課）

・認知症高齢者、知的障がい者など、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、本人の代わりに財産管理や契約等を行う成年後見制度の利用促進の充実を図るとともに、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理等を実施する日常生活自立支援事業の実施を支援します。

### ③障がい者等相談支援（福祉課）

- ・障がいのある者等及び家族からの福祉に関する相談に応じるため市内2か所に一般相談事業所を設置し、障がい福祉サービスの利用などの適切な支援につなげるほか、医療機関などの関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

### ④発達障がいに対する支援（子ども家庭課）

- ・発達障がいが犯罪や非行の背景とならないため、学習障がい（LD）や注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの発達障がいを有する障がい児が適切な支援につながり、課題の存在が見過ごされることがないように、地域の関係機関等と連携して支援に取り組みます。

### ⑤県地域生活定着支援センターとの連携（長寿社会課・福祉課）

- ・県の地域生活定着支援センターと連携し、高齢者や障がいのある者等の入口支援（矯正施設に入所するに至る前の段階の支援）や出口支援（矯正施設から出所後の支援）を行います。

## 2 女性・児童等への支援

### ◆現状と課題

鳥取県における刑法犯総数に占める女性の割合は平成29年25.4%、平成30年22.3%、令和元年28.5%となっている。また各年の再犯者数に占める女性の割合は平成29年21.7%、平成30年18.5%、令和元年26.2%となっている。

倉吉警察署管内においては、再犯者数に占める女性の割合は、平成29年18.2%、平成30年17.3%、令和元年20.8%となっており、県全体と比較すると若干低い傾向があるが、いずれにしても再犯者の約2割が女性となっている。女性が再犯に手を染めないよう、支援を行う必要がある。（法務省矯正局提供データを基に倉吉市作成）

また、DV（配偶者等による暴力）については、男性の割合が平成30年17.4%、令和元年19.7%、令和2年20.9%となっており、DVが女性や児童だけの問題ではない状況が見て取れる。男性を含め、多様な支援を行い、DVが再犯に繋がらない体制をつくる必要がある。（警視庁ホームページのデータを基に倉吉市作成）

### ●本市の取組

#### ①女性の抱える問題に応じた相談支援（子ども家庭課）

- ・電話相談等により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。

#### ②DVへの対応（子ども家庭課）

- ・DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、鳥取県中部総合事務所福祉保健局や児童相談所と連携しつつ、迅速かつ適正に対応します。

### 3 薬物依存を有する者への支援

#### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第3-2から抜粋）

新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。（中略）

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

※参考：平成28年の鳥取刑務所における受刑者471名のうち、薬物事犯者は176名（37.4%）でした。

（鳥取県再犯防止推進計画から引用）

#### ●本市の取組

##### ①市民に向けた啓発活動（健康推進課）

- ・薬物乱用防止に関するリーフレットの配布や市庁舎、関連施設への啓発ポスターの掲示を行います。

##### ②職員の研修（健康推進課）

- ・鳥取県依存症支援拠点機関が開催する研修会等へ参加し、支援に携わる職員の知識の向上を図ります。

##### ③専門医療機関設置への協力（健康推進課）

- ・鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき鳥取県が中部圏域で実施する専門医療機関の設置に協力します。

### **【基本方針4】学校等と連携した修学支援の推進**

少年犯罪の検挙者が増加する傾向のある中学生修学時からの児童生徒に対する修学支援の充実は、将来の就労の確保等にまで続く重要な対策であり、学校と地域が連携して推進する必要がある。

#### 1 学校等と連携した修学支援

#### ◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第4-1から抜粋）

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等

を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 36.8 パーセント、入所受刑者の 24.6 パーセントが高等学校を中退している状況にある。

※参考：令和元年の少年犯罪の検挙者数は、中学生から増加する傾向にありました。[8 歳以下：9 人、9 歳：5 人、10 歳：4 人、11 歳：0 人、12 歳：5 人、13 歳：11 人、14 歳：13 人]（鳥取県警察本部 令和元年犯罪統計書を基に倉吉市作成）

※参考：平成 28 年の鳥取刑務所における受刑者 471 名のうち、高等学校未卒業者は 368 名（78.1%）でした。（鳥取県再犯防止推進計画から引用）

## ●本市の取組

### ①児童生徒の非行の未然防止（小・中学校）（学校教育課）

- ・薬物乱用に関する教職員研修の実施及び PTA 連合会との連携による小・中学校における薬物乱用防止教室（専門家の派遣）を実施します。
- ・倉吉市情報モラル年間指導計画を軸とした情報モラル教育を推進します。
- ・小・中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換のための引継を実施します。
- ・定期的な教育相談や生活アンケート、hyperQU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）を活かした児童生徒理解の充実を図ります。
- ・校内生徒支援委員会の定期開催とスクールソーシャルワーカーの学校への派遣及び中部子ども支援センター（小中学生）・中部ハートフルスペース（中学卒業生）との連携を図ります。

### ②高等学校との連携（学校教育課）

- ・問題行動を起こした児童生徒の中・高等学校間の引継・情報共有を充実させます。

### ③学校や地域社会において再び学ぶための支援（学校教育課・社会教育課）

- ・問題行動を起こした児童生徒・保護者を支援する関係機関との連携（児童相談所・警察・スクールカウンセラー等）を図ります。
- ・高等学校へ進学しない生徒・進学しても退学が予想される生徒に対する中部ハートフルスペースへの引継、保護者への紹介を行います。
- ・鳥取県中部子ども支援センターを活用します。
- ・各地区青少年育成協議会、子どもいきいきプラン実行委員会等による青少年を対象とした体験事業、研修等を実施します。

### ④地域における非行の未然防止（社会教育課）

- ・倉吉地区少年補導センター事業に参加し、街頭補導を中心とした少年非行防止の取組みを推進します。
- ・倉吉市青少年育成協議会及び各地区における街頭パトロール・指導活動を実施します。

## **【基本方針5】関係機関・団体との連携強化の推進**

本市が再犯防止に取り組んでいくためには、保護観察所をはじめとした国の関係機関、保護司会を始めとした更生保護団体等と再犯防止に係る情報や認識に共有化を図り、同じ方向を向いて進んでいくことが重要です。

### **1 関係機関・団体との情報の共有化**

#### **◆現状と課題（国の再犯防止推進計画第7-1から抜粋）**

地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

#### **●本市の取組**

##### **①国の関係機関・更生保護関係団体等の情報共有（総務課）**

- ・鳥取保護観察所、鳥取県更生保護給産会、倉吉保護区保護司会、倉吉市更生保護女性会等の関係機関・関係団体との情報・意見交換会を必要に応じて開催します。

## **第5章 推進体制**

### **1 計画の推進体制**

関係機関・団体等が連携を強化しつつ、この計画を推進するため、必要な場合には次の関係機関等で協議会を設置します。なお、関係機関等については追加・変更できるものとします。

- ・鳥取保護観察所
- ・鳥取県更生保護給産会
- ・倉吉保護区保護司会
- ・倉吉市更生保護女性会
- ・倉吉市社会福祉協議会
- ・倉吉市民生児童委員連合協議会
- ・倉吉公共職業安定所
- ・鳥取県居住支援協議会
- ・鳥取県地域生活定着支援センター
- ・学識を有する者
- ・倉吉市

## 2 倉吉市内部の体制

この計画の推進に必要な場合には、以下の関係課で庁内連絡会議を開催します。なお、関係課については追加・変更できるものとします。

- ・ 総務課
- ・ 人権政策課
- ・ 福祉課
- ・ 子ども家庭課
- ・ 長寿社会課
- ・ 健康推進課
- ・ 建築住宅課
- ・ 学校教育課
- ・ 社会教育課

## 3 連絡先

この計画に係る連絡先は以下のとおりです。

- (1) 総務課 電話 0858-22-8111(代表電話)
- (2) 地域づくり支援課 電話 0858-22-2717 (市民生活相談)



## [参考資料]

### 1 倉吉市再犯防止推進計画検討会設置運営要綱

(目的)

第1条 市は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき再犯防止推進計画を策定に資するため、倉吉市再犯防止推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、倉吉市再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画（案）の策定及び検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員16名以内で組織し、委員は次に定める者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 再犯防止に係る国又は県の関係機関の職員
- (2) 再犯防止に係る関連団体の構成員
- (3) 再犯防止に係る市の関係職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、その委嘱のあった日から推進計画の策定が完了する日までとする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合の後任者の任期は、前任者のものの残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会を総括し、代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。ただし、初回の会議の招集は、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による会議を開くことができる。

2 前項の場合においては、前条中「出席」とあるのは「署名」と読み替え、前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、倉吉市総務部総務課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年4月2日から施行する。

## 【用語解説】

### ・協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと

### ・矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指す

### ・倉吉地区少年補導センター

倉吉警察署管内（倉吉市・三朝町・北栄町・湯梨浜町）の小中高等学校、官公署、事業所、青少年育成協議会等、関係団体が連携して、非行化し、又は非行化のおそれのある少年を早期に発見し、立ち直りを図る取り組みを推進する組織のこと

### ・更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、社会の一員としての再出発を助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐことで、地域社会の安全と安心を守る活動のこと

### ・更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性ボランティア団体。趣旨に賛同する女性であれば、どなたでも参加できる

### ・社会を明るくする運動

犯罪をなくして社会を明るくするために、全ての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正及び更生保護についての正しい理解を深め、進んでこれらの活動に協力するように呼びかける 70 年以上続く、法務省が主唱する全国規模の啓発運動のこと。

### ・少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援を行う法務省所管の施設のこと

### ・スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと

- ・ **中部ハートフルスペース**

ハートフルスペースは、不登校や引きこもりの心配のある青少年を学校復帰や社会参加に向けて支援する鳥取県教育委員会が運営する教育支援センターのこと。県内には東部・中部・西部の3か所に設置されている

- ・ **特別調整**

高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な福祉サービスが受けることができるよう、矯正施設、保護観察所、その他関係団体が連携して行う生活環境の調整のこと

- ・ **鳥取県中部子ども支援センター**

倉吉市・東伯郡の小学校・中学校の不登校の状態にある児童生徒が自らの進路を自主的にとらえて、学校復帰や社会自立できるよう支援する適応指導教室のこと

- ・ **hyperQU**

学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問によって測定するもので、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができるアンケート調査のこと

- ・ **保護司**

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先等の調整や相談を行っている

- ・ **BBS会**

BBS (Big Brothers and Sisters Movement) は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体のこと